

# 受託試験約款

## 第1条 (総則)

本受託試験約款は、エスペック株式会社 (以下、エスペックという) 又はその代理店 (以下エスペックとその代理店を総称して、当社という) に対してお客様が委託し、当社が受託する供試品の試験業務 (以下、本受託試験という) に関して当社とお客様の間で締結する契約 (以下、本受託試験契約という) について適用します。ただし、別途契約書類又は取り決め等による特約と本受託試験約款とが相違する場合は当該特約の規定を優先して適用します。

## 第2条 (本受託試験契約の成立)

1. お客様は、試験名称、試験日程 (試験開始日、試験期間)、試験条件、測定条件、供試品情報及び必要とする試験結果報告事項等を提示したうえ、受託試験の申込みを行うものとします。
2. 本受託試験契約は、前項規定の申込みを当社が承諾したときに成立するものとします。

## 第3条 (供試品に関する取扱注意事項)

1. お客様は、本受託試験の申込みにあたり、可燃性ガス発生の可能性及び酸・アルカリの含有等の危険事項を含む供試品に関する取扱注意事項 (以下、取扱注意事項という) を当社に対して提示するものとします。
2. お客様の取扱注意事項の不提示による供試品の破損等については、当社はその損害に対しての責任を負わないものとし、当社が何らかの損害を被った場合、お客様は当社に対してその損害を賠償するものとします。

## 第4条 (本受託試験契約の変更)

1. お客様は、お客様の都合により本受託試験契約を変更する必要がある場合、当社に対して直ちに通知するものとし、当該契約の変更について当社の承諾を得るものとします。
2. 前項により本受託試験契約の試験日程 (試験開始日、試験期間) が変更された場合、当社は当社が定める規定に基づき受託試験料金を変更できるものとします。
3. お客様は、本条第1項により本受託試験契約が変更された場合、受託試験料金は別に、当社が本受託試験変更のために要した費用を負担するものとします。

## 第5条 (お客様による本受託試験契約の取消し)

お客様は、お客様の都合により本受託試験契約を取消す場合は、当社に対して通知するものとし、エスペック規定の取消し手数料を支払うものとします。

## 第6条 (供試品の梱包・搬入)

1. お客様は、供試品を当社指定日までにご指定場所へご持参いただくか、お客様の責任で宅間便等により運搬・搬入するものとします。なお、当社指定日までにご供試品が到着しない場合は試験開始を延期又は中止します。
2. 供試品の到着遅延により試験開始日の延期が必要と当社が認めた場合、当社は試験開始を延期することができます。この場合、第4条第2項を準用します。
3. 供試品の到着遅延により試験が中止となった場合、お客様はエスペック規定の取消し手数料を支払うものとします。
4. エスペックが規定する大型供試品や特別な運送方法が必要な供試品の搬入・搬出作業及び返送については、お客様又はお客様が手配する運送会社等が許可し、お客様が費用負担するものとします。
5. 供試品発送・返却の輸送時の事故、破損等については、当社は一切の責任を負わないものとし、ます。

## 第7条 (試験実施等)

1. 当社は、本受託試験約款及び本受託試験契約に従い本受託試験を実施します。
2. エスペック試験所において本受託試験を実施する場合、エスペック営業日の 9:00~17:00 以内は無人状態で試験を行います。
3. お客様がエスペック試験所における試験立会いを希望される場合、事前に来場される方のお名前、人数、日時を当社に対して連絡するものとします。
4. エスペック試験所における試験立会いは、エスペック営業日の 9:00~17:00 とさせていただきます。営業日以外や時間外の試験立会いはお断りさせていただきます。営業日以外や時間外の試験立会いはお断りさせていただきます。
5. お客様は、エスペック営業日以外や営業時間外にエスペック試験所における試験立会いを希望される場合、別途エスペック規定の費用を支払うものとします。
6. お客様は、エスペックの事前の承諾を得ることなく、エスペック試験所内の定められた区域外への立ち入り、写真撮影等をしてはならず、その他当社試験所への立入にあたって当社が行う指示に従うものとします。
7. お客様の責に帰すべき事由により試験装置が故障又は何らかの損失を被った場合は、お客様は当社に対して修理代や損失の補填に要する費用を支払うものとします。
8. お客様が、第10条の規定の再委託先の試験所での試験立会いを希望される場合は本条第4項に拘わらず別途協議するものとします。

## 第8条 (試験報告書)

1. 当社は、試験実施後に「試験報告書」をお客様に対して提出します。
2. 前項規定の「試験報告書」は、試験結果の事実を記載したものであり、供試品の性能・品質を保証するものではありません。
3. 当社は、お客様が当社試験装置の校正証明書・校正成績書・トレーサビリティ体系図・トレーサビリティ証明書を必要とする場合は、これらを提出します。この場合、お客様は当社規定の費用を支払うものとします。
4. 当社が提出した「試験報告書」は、当社の承諾なく一部分だけの複写・転用は禁止します。
5. お客様は、当社が「試験報告書」の写しを当社控えとして作成し、保管することに同意するものとします。

## 第9条 (受託試験料金)

1. お客様は、当社に対して、請求書記載の受託試験料を支払うものとし、その支払期日、支払場所、支払方法は、請求書記載のとおりとします。また、受託試験料金に係る消費税はお客様が負担するものとします。
2. お客様が本受託試験契約による金銭債務の履行を遅延した場合、その完済に至るまで年率14.6%の遅延利息を支払うものとします。

## 第10条 (再委託)

当社は、受託試験の全部又は一部を協力会社等の第三者 (以下、再委託先という) へ再委託することができるものとします。この場合、再委託先の規約、約款を本受託試験約款の特約条項とします。

## 第11条 (不可抗力)

1. 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議交通機関の事故、その他当社の責に帰することの出来ない事由に起因する本受託試験契約の当社の履行遅延又は履行不能、及び供試品の破損等については、当社何れかの責をも負担しないものとします。この場合、当社はお客様と協議のうえ、対応を決定します。
2. 当社は、前項規定の事由により本受託試験契約の履行が困難と認められる場合、お客様に通知することにより本受託試験契約を解除することができます。

## 第12条 (機密保持)

1. お客様及び当社は、相手方が秘密情報である旨を明示し、開示した秘密情報を、善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとし、秘密情報を第三者に対して開示、公表又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当するものは適用されないものとします。
  - (1) 開示を受けた際、既に自ら所有していたもの
  - (2) 開示を受けた際、既に公知公用であったもの
  - (3) 開示を受けた後、自己の責によらないで公知又は公用になったもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
  - (5) 情報提供者の秘密情報に基づかず、独自に開発したもの
  - (6) 法令の要求に基づき開示しなければならないもの
2. 前項第6号に関しては、次の各号の措置を講じることを条件に開示できるものとします。
  - (1) 開示要求があった事実及び開示予定内容を情報提供者に対して通知すること
  - (2) 適法に開示を要求された部分に限り開示すること
  - (3) 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を文書により明示すること
3. 第1項の規定に拘わらず、当社は、お客様の秘密情報を再委託先に対して開示できるものとします。この場合、当社は本条に定める秘密保持義務と同等の義務を当該再委託先に対して課すものとします。

## 第13条 (契約の解除)

1. お客様が次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、当社は催告しなくても本受託試験契約の全部又は一部を解除し、それによって生じた損害の賠償をお客様ご請求することができます。なお、本項の損害賠償請求は、本受託試験契約を解除せずに賠償の請求をすることを妨げるものではありません。
  - (1) お客様が受託試験料の支払いを1回でも遅滞したとき、その他本受託試験約款条項に違反したとき。
  - (2) お客様が監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
  - (3) お客様が当社の試験装置を故意又は重大な過失により、毀損滅失させたとき。
  - (4) お客様の財産について、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等を申立て、もしくは、破産、民事再生、会社更正の申立てがあったとき、もしくは、清算に入ったとき、又はお客様ご支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
  - (5) 前4号の他、信用状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - (6) お客様が支払いを停止し、又は手形・小切手を不渡りにしたとき。
  - (7) お客様の営業が引き続き不振であり、又は、お客様の営業の継続が困難であると当社が認めるとき。
2. 前項により当社が本受託試験契約を解除した場合、お客様は当社に対する一切の債務 (当該解除までに当社が本受託試験契約の履行に要した費用を含む) について、当社からの通知催告がなくとも、当然に期限の利益を失い、当社に対する債務を直ちに弁済するものとします。

## 第14条 (裁判管轄)

当社及びお客様は、本受託試験契約及び本受託試験約款についての紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

## 第15条 (特約条項)

本受託試験約款において、別途書面により特約した場合は、その特約は本受託試験約款と一体となり、これを補充または修正するものとします。

## 第16条 (付則)

本受託試験約款は2012年11月1日以降に締結される本受託試験契約について適用されます。